

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	岸和田市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 岸和田市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護科 (3年課程)(新)	夜・通信	2840時間	240時間	
	看護科 (3年課程)(旧)	夜・通信	3105時間	240時間	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://kishiwada-kango.jp/publics/index/39/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	岸和田市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 岸和田市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

①名称	特別運営委員会
役割	特別運営委員会は学校の運営を円滑にし、教育内容の充実を図り、設立の目的を達成するために置く。 審議事項は下記の通りとする。 ・学校運営に関する事項 ・学校施設、設備に関する事項 ・学則に関する事項 ・収支予算及び決算に関する事項 ・学校人事に関する事項 など
②名称	学校関係者評価委員会
役割	学校での自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会に報告し、意見を聞き、その意見を尊重し教育活動及び学校運営に活用する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

①特別運営委員会

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
医師(1988.4.1～)	2022.4.1～2024.3.31	実習施設の医師 1名
医師(2002.4.1～)	2022.4.1～2024.3.31	実習施設の医師 1名
医師(1988.4.1～)	2022.4.1～2024.3.31	医師会会員 1名
医師(2008.4.1～)	2022.4.1～2024.3.31	医師会会員 1名
医師(2007.4.1～)	2022.4.1～2024.3.31	医師会会員 1名
(備考)		

②学校関係者評価委員会

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
看護師(1988.4.1～)	2022.4.1～2024.3.31	実習施設看護局長
看護師(1997.4.1～)	2022.4.1～2024.3.31	実習施設看護部長
看護師(1992.4.1～)	2022.4.1～2024.3.31	実習施設看護部長
看護師(1995.4.1～)	2022.4.1～2024.3.31	卒業生
看護師養成所教員 (1990.4.1～)	2022.4.1～2024.3.31	近隣の看護師養成所副学校長
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	岸和田市医師会看護専門
設置者名	一般社団法人 岸和田市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>4月～ 各授業科目については進度に応じて実施 各授業科目で成績評価と学生からの授業アンケートの結果を踏まえ授業科目毎で振り返りをする。 関連科目の見直しを教員会で適宜行う。</p> <p>12月頃～ 全体的に授業計画を見直し授業計画の修正変更を行う。 進度表(年間の授業計画)の見直しを行う。</p> <p>2月 講師会にて作成内容を報告 非常勤講師から意見をもらい最終修正をする。</p> <p>3月末 次年度の授業計画の公表を行う。</p>	
授業計画書の公表方法	ホームページにて公表 https://kishiwada-kango.jp/publics/index/39/
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>1) 成績評価 ①成績査定—学科試験・レポート試験・実習評価・出席状況 ②学科試験の受験資格は授業時間数の3分の2以上受講した者に認められる。 ③評価100点満点で60点以上を合格として60点未満は不合格とする。 ④不合格者には再試験を実施する。 ⑤再試験で不合格に者は、その科目の単位は認められない。</p> <p>2) 単位認定—専門課程に在籍する学生の単位を認定するために置く。 ①会議は学校長・担当理事・特別運営委員・副学校長・教務主任・実習調整者・専任教員をもって構成する。 ②会議の時期は年度末とする。 ③会議資料は1年間の履修科目における各科目成績(試験およびレポートの成績・実習評価)出席状況・学習態度などとする。 ④会議の討議事項は、上記の資料をもとに単位認定の可否とする。 ⑤会議の結果は文書(成績表)で個人に通知する。 ⑥会議で単位が認定されなかった者は学則に定められた期間内再履修する。 ⑦会議の議事録は保管する。</p>	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>①履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する。 100点満点で点数化</p> <p>②全科目の評価が出る3月中旬に成績分布を作成し単位認定会議における参考資料とする。</p> <p>③単位認定会議終了後、個人成績及び成績分布を学生に書面にて配布</p> <p>④成績管理担当の指示のもと事務局が管理。 学生・保護者に求められた場合、紙面で公表</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 学生便覧にて公表 • 成績管理担当の指示のもと事務局が管理。求められた場合、紙面で公表
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>卒業判定会議—看護専門課程の在籍する学生の卒業を許可するために置く</p> <p>①会議は学校長・担当理事・特別運営委員・副学校長・教務主任・実習調整者・専任教員をもって構成する。</p> <p>②会議の時期は卒業年の1月末。</p> <p>③出席すべき日数の3分の2以上の出席している者。</p> <p>④学則に定められた各科目成績（試験及びレポートの成績・実習評価）をもって、単位を認定された者に卒業を許可する。</p> <p>⑤在籍期間を超えた者は除籍される。</p> <p>⑥会議の議事録を保管する。</p> <p style="text-align: right;">学則・細則より抜粋</p>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 学生便覧にて公表 • 事務局が管理。求められた場合、紙面で公表

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	岸和田市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 岸和田市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	設置者のホームページにて公表
財産目録	http://www.kishiwada-med.jp/
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		看護専門課程	看護科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2840(新) 3105(旧) 単位時間/単位	1920(新) 2070(旧) 単位時間	0(新) 0(旧) 単位時間	920(新) 1035(旧) 単位時間	0(新) 0(旧) 単位時間	0(新) 0(旧) 単位時間
			2840単位時間(新) 3105単位時間(旧)				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		119人	0人	10人	99人	109人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>(概要)</p> <p>4月～ 各授業科目については進度に応じて実施 各授業科目で成績評価と学生からの授業アンケートの結果を踏まえ授業科目毎で振り返りをする。 関連科目の見直しを教員会で適宜行う。</p> <p>12月～ 全体的な授業計画の見直し、授業計画の修正変更を行う。 進度表の見直しも同時に行う。</p> <p>2月～ 講師会にて見直し結果の報告 非常勤講師から意見をもらい最終修正</p> <p>3月末頃 次年度の授業計画の公表を行う。</p>

<p>成績評価の基準・方法</p> <p>(概要)</p> <p>①学科試験及びレポート試験の受験資格授業時間数の3分の2以上受講している者、実習科目においては実習時間数5分の4以上出席している者。</p> <p>②すべて評価は100点満点で60点以上を合格とする。 60点未満は不合格となり、再試験・再実習を実施する。</p> <p>③再試験・再実習で60点未満の者はその科目は不合格となり、単位は認められない。</p> <p>④年度末に履修すべき科目の全成績(試験及びレポート成績・実習成績)出席状況・学習態度等の資料を基に単位認定会議で単位の認定の可否の可否を行う。</p> <p>⑤原則、履修科目の各成績が60点以上の者の単位は認められる。</p> <p style="text-align: right;">学則・細則より抜粋</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要)</p> <p>①卒業認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全出席すべき日程の3分の2以上を出席している者。 ・学則に定められた各科目成績(試験およびレポートの成績・実習成績)において60点以上の成績を収め1年次・2年次・3年次において、単位の認定を受けた者。 ・在籍期間を超えた者は除籍される。 <p>②進級の認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年次の実習に必要な領域の科目が60点以上で合格できていなければ、2年次の実習科目を受講する事が出来ない。 結果、この時点で再度2年次に籍を置き未修得科目の再履修が決定する。 ・3年次には1年次、2年次の全科目を終了していることが条件で進級が認められる。 ・3年次の最終の統合科目の実習までに6領域の専門分野の実習に合格していなければ統合科目の実習を受講する事が出来ない。 この時点で3年生に再度籍を置き未修得科目の再履修が決定し修業年限の3年で卒業できない。 <p style="text-align: right;">学則・細則より抜粋</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>①各学年に学習支援担当教員を2名おく。</p> <p>②学習が定着するようサポートをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履修科目ごとの小テストや学期ごとの模擬テスト施行し、その結果から学習サポートを行う。 ・学校生活および家庭生活において学習環境として解決しないといけないところを身体面、精神面からサポートする。 ・各学年で国家試験を意識した学習を取り入れる。 ・主体的に学習できるようサポートする。 <p style="text-align: right;">学則・細則より抜粋</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
34人 (100%)	0人 (0%)	29人 (85.3%)	5人 (14.7%)
(主な就職、業界等) 岸和田徳洲会病院・市立岸和田市民病院・府中病院・堺市立総合医療センター ほか			
(就職指導内容) 就職活動支援（履歴書の書き方・面接指導・小論文の書き方）			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
127人	4人	3.1%
(中途退学の主な理由) ・進路変更 ・学業不振 ・体調不良		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・入試選考（なりたい意思を問う試験問題） ・学習支援教員を各学年2名配置する		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護専門課程 看護科 (3年課程)	400,000 円	540,000 円	180,000 円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにて公表 https://kishiwada-kango.jp/publics/index/28/ ・学生便覧等にて公表。 ・事務局が管理。求められた場合、紙面で公表 		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>1) 評価委員会は、事務局 (学校長・理事・副学校長・副会長・事務局長)、主たる実習施設の管理者、地域に貢献する看護師育成ということで、近隣の看護師養成所の副学校長、卒業生で構成する。</p> <p>2) 評価項目としては、①教育理念・目的育成人材②学校運営③教育活動④学習成果⑤学習支援⑥教育環境⑦学生の募集と受け入れ⑧財務⑨法令等の遵守⑩社会貢献地域貢献</p> <p>3) 評価委員会で上記項目の評価結果を報告し、客観的な意見を聞きその意見を尊重し教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めるため、次年度の課題目標を掲げる。</p> <p>4) 自己評価の進捗状況に応じた、次年度の計画策定までの間に評価委員会を年3回以上開催する。</p> <p>5) 学校関係者評価委員会の結果を、理事会の承認を受け公表する。</p> <p style="text-align: right;">学則・細則より抜粋</p>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
市立岸和田市民病院	2022.4.1～2024.3.31 (任期更新・2年任期)	看護局長
医療法人 徳洲会 岸和田徳洲会病院	2022.4.1～2024.3.31 (任期更新・2年任期)	看護部長
藤井病院	2022.4.1～2024.3.31 (任期更新・2年任期)	看護局長
久米田看護専門学校	2022.4.1～2024.3.31 (任期更新・2年任期)	副学校長
中小病院勤務	2022.4.1～2024.3.31 (任期更新・2年任期)	卒業生

学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <ul style="list-style-type: none">・ 講師会・ 学生便覧等にて公表。・ ホームページにて公表 https://kishiwada-kango.jp/publics/index/28/・ 事務局が管理。求められた場合、紙面で公表
第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校のホームページ https://kishiwada-kango.jp/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H127310000594
学校名	岸和田市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 岸和田市医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者 (家計急変による者を除く)		27人	23人	27人
内訳	第Ⅰ区分	21人	－	
	第Ⅱ区分	－	－	
	第Ⅲ区分	－	0人	
家計急変による支援対象者(年間)				0人
合計(年間)				27人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	—		
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人		
出席率が5割以下 その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	—		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期		後半期	

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）
の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	—
3月以上の停学	0人
年間計	—
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人		
GPA等が 下位4分の1	—		
出席率が8割以下 その他学修意欲が低い状況	0人		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。